

1 制度の意義・仕組み等について

**「介護サービス情報の公表」制度
の意義・仕組みについて**

平成19年5月14日

厚生労働省老健局振興課長

古 都 賢 一

介護保険制度の見直し

今回の改革の背景

10年後、20年後を見据えた未来志向の改革

要介護高齢者の変化に対応したケアの改革

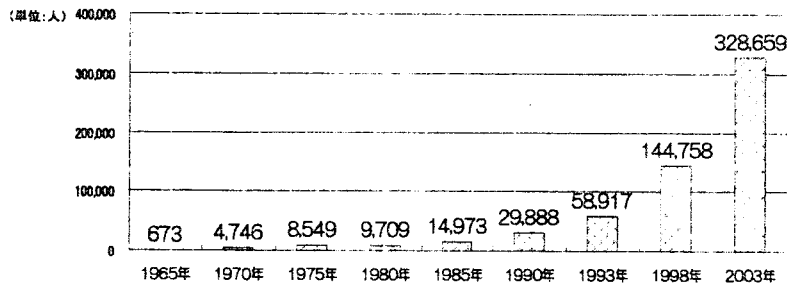
制度の持続可能性・給付の効率化/重点化

地域生活の継続を支える包括的ケアシステム

介護サービス事業者の動向

在宅サービス基盤の充実

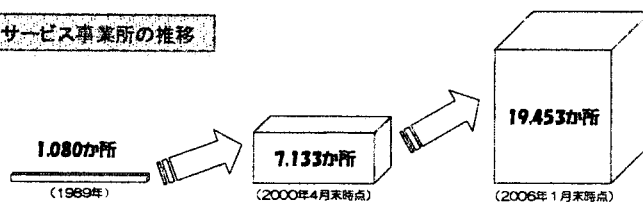
ホームヘルパー(従事者)の推移



(注) 1998年までの人数は各年度末の従事者数であり、2003年は2003年10月1日時点のものである。

(出典: 社会福祉行政業務報告、介護サービス施設・事業所調査)

デイサービス事業所の推移

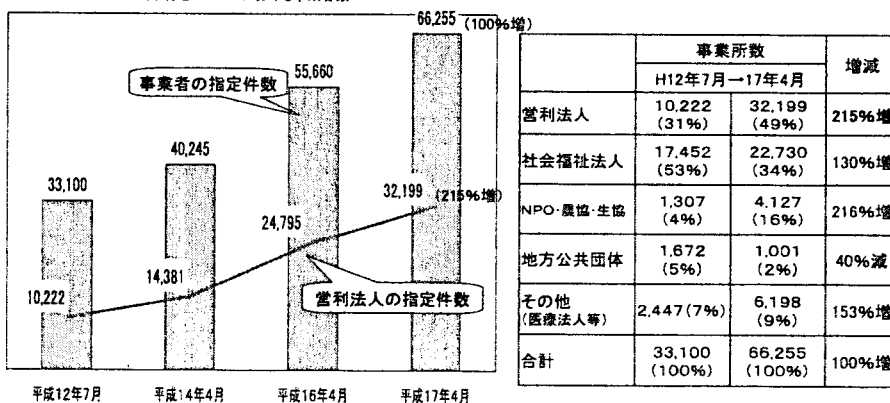


(出典: WAMNET他)

在宅サービスでの民間事業者の参入

○ 介護保険制度により行政による措置から利用者によるサービスの選択に大きく転換。在宅サービスは提供主体に制限がなく、営利法人の指定事業者数も大きく伸びている。

主な居宅サービスにおける事業者数



出典: WAMNETベース

※ 「主な居宅サービス」は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与の7サービスの合計。

指定取消処分等の状況

～不正事業者が顕在化してきている～

指定取消処分等のあった介護保険事業所は、**362事業所・施設（41都道府県）**にのぼる。

○ 事業所・施設の内訳の推移

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	合 計	
サ ー ビ ス 種 別	訪問介護	3	9	32	42	31	27	144
	訪問入浴介護	0	1	1	1	1	1	5
	訪問看護	0	0	4	5	2	2	12
	訪問リハビリテーション	0	0	2	0	0	2	4
	居宅介護管理指導	0	0	3	2	2	2	9
	通所介護	0	0	9	8	7	7	31
	通所リハビリテーション	2	2	2	1	1	6	14
	短期入所生活介護	0	0	1	1	0	3	5
	短期入所療養介護	0	0	0	1	1	6	8
	認知症対応型共同生活介護	0	2	0	5	1	6	14
	特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	2	2	4
	福祉用具貸与	0	0	5	7	4	1	17
	原宅介護支援	0	15	29	25	25	22	116
	介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	2	2
介護療養型医療施設	2	1	2	7	4	7	24	
合 計	7	30	90	105	81	96	409	

2000年4月～2005年12月の累計

高齢者介護の新しい方向

10年後に向けて3つのサービスモデルの転換

1 介護予防の推進

－「介護」モデル⇒「介護＋予防」モデルへ

2 認知症ケアの推進

－「身体ケア」モデル

⇒「身体ケア＋認知症ケア」モデルへ

3 地域ケア体制の整備

－「家族同居」モデル

⇒「家族同居＋独居」モデルへ

介護保険制度改革の主な内容

〔 具体的内容 〕

予防重視型システムへの転換

新予防給付の創設、地域支援事業(仮称)の創設

施設給付の見直し

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実(有料老人ホームの見直し等)、医療と介護の連携の強化、地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)の創設

サービスの質の確保・向上

情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し

負担の在り方・制度運営の見直し

第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、サービスの適正化・効率化

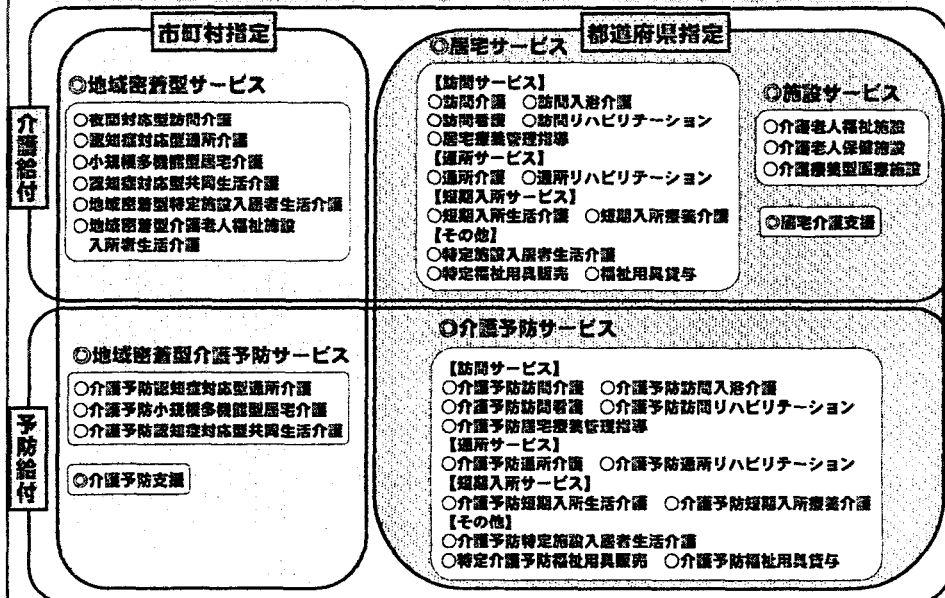
被保険者・受給者の範囲

社会保障制度の一体的見直しと併せて検討、その結果に基づいて、2009年度を目途として所要の措置を講ずる
検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設ける

※施行:2006年4月(ただし施設入所費用の見直しについては2005年10月施行)

介護保険制度のサービス

○ 介護保険制度では、要介護状態となった場合でも、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行っている。



「介護サービス情報の公表」
制度が求められる背景

「介護サービス情報の公表」制度創設の背景

①介護保険制度の仕組み

- 介護サービスは利用者が自ら選択→利用者本位
- 在宅サービスは主体規制の撤廃→供給量の確保
- 競争による介護サービスの質の向上

②介護サービス供給の現状

- 介護サービスの供給量は増加
 - ①高齢化の進展による需要の拡大
 - ②在宅サービスの主体規制の撤廃による多様な主体の参入

- 利用者の情報が不足
 - ①高齢者自らの情報収集の困難性
 - ②行政からの情報提供の不足
 - ③事業者からの一方的な情報提供
- 事業者の努力が報われるような情報提供が不足

③利用者の事業者選択に資する情報提供環境の整備が必要

介護サービス情報の公表制度の基本的役割

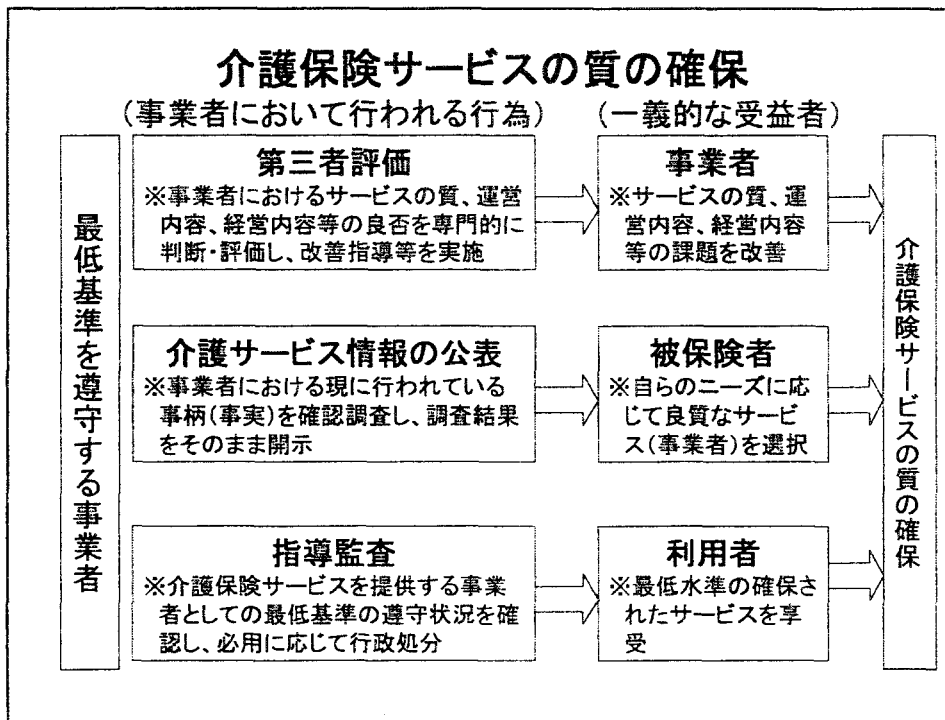
介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択（自己決定）

現実のサービス利用場面での実現が必要

支 援

介護サービス情報の公表



「介護サービス情報の公表」 制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】 より適切な事業者を選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(サービスの質の確保のための努力が報われない)

【介護サービス情報の公表制度】

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

「介護サービス情報の公表」制度のポイント

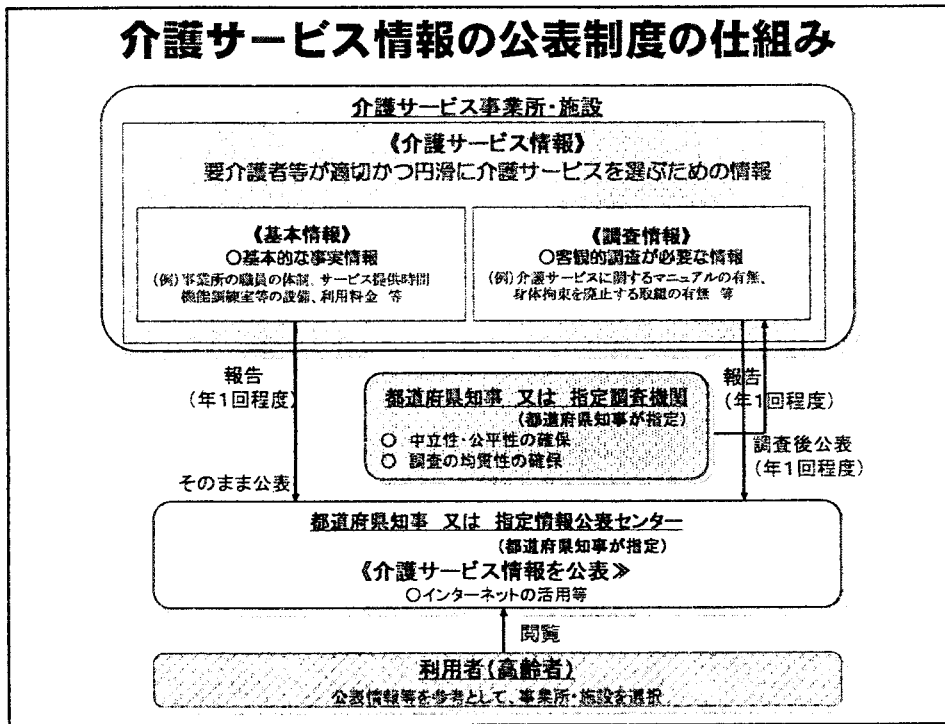
(目 的)

利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援
(注) 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない

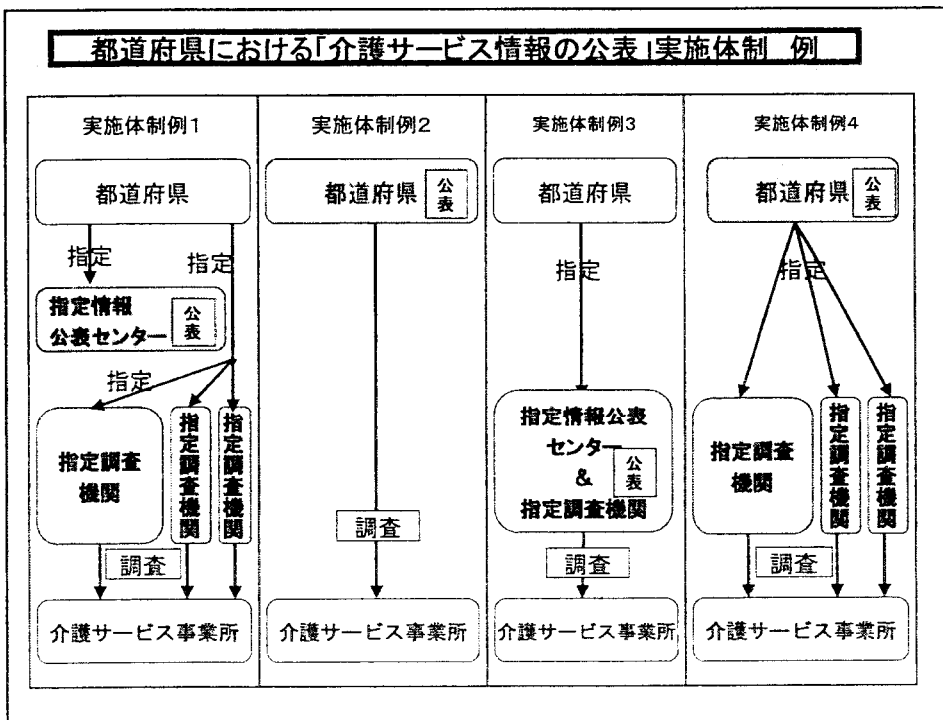
(実施方法)

- 基本的にすべての事業所が対象
- 事業所が現に行っている事柄(事実)を年1回公表
- 事実確認が必要な情報は第三者(調査員)が調査
- だれでも比較可能な客観的な情報を公表

介護サービス情報の公表制度の仕組み



都道府県における「介護サービス情報の公表」実施体制 例



情報公表の方法

全ての(多くの)事業所の情報を、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援

※利用者
※情報を閲覧

都道府県又は指定情報公表センター

インターネット・ホームページ

※複数の事業所を比較検討

※事業者
※情報を公表

補助的伝達手段

・家族
・ケアマネジャー
など

・重要事項説明書添付

・事業所内掲示

介護サービス情報の公表の効果

【利用者】

- 何を見て選ぶのか→視点の理解
- 比較検討材料を入手→選択肢の絞り込み

【事業者】

- 自らの取組の努力→広く広報
- 他の事業者の取組→参考材料

「介護サービス情報の公表」 制度の具体的内容

サービスの種類ごとの施行スケジュール

平成18年4月施行サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、
- ④通所介護、⑤特定施設入居者生活介護、
- ⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、
- ⑧介護老人福祉施設、⑨介護老人保健施設

平成19年4月施行サービス

- ①訪問リハビリテーション、②通所リハビリテーション、
- ③介護療養型医療施設

残る26サービスは、公表すべき情報の検討、
実施体制の整備等を経て、順次施行